

## 掲載例 1

**ご存じですか？「無期転換ルール」**  
平成 30 年 4 月の本格施行まであとわずか!!

**無期転換ルールとは**

● 有期労働契約が反復更新されて通算 5 年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。

【平成25年4月開始で契約期間が1年の場合の例】

**事業主の皆様へのお願い**

無期転換ルールの導入に伴い、有期雇用労働者が無期労働契約への転換前に雇止めとなる場合が増加するのではないかと心配があります。無期転換ルールの適用を避けることを目的として、無期転換申込権が発生する前に雇止めをするのは労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではありません。雇用の安定に伴う労働者の意欲・能力の向上や優秀な人材の確保など、無期転換のメリットをご理解いただき適切に対応するようお願いいたします。（詳しくはこちら）  
「有期契約労働者の無期転換ポータルサイト」  
(<http://muki.mhlw.go.jp/>)

お問合せ先：北海道労働局雇用環境・均等部指導課  
(011-709-2715)

## 掲載例 2

**「ご存じですか？「無期転換ルール」**

《無期転換ルールとは》

平成二五年四月一日以降に開始した有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたとき（平成三〇年四月以降）は、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。

制度の詳細は北海道労働局雇用環境・均等部指導課（代表〇一一七〇九一二七一五）までお問合せください。